

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について

【出来形管理基準及び規格値】

箇所		頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)			訂正後(追記箇所:赤字の部分)					
			測 定 項 目	規 格 値	測定基準	測 定 項 目	規 格 値	測定基準			
3-2-6-7-1 アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	I -25	基準高▽	個々の測定値 (X)	中規模以上	±40	基準高▽	個々の測定値 (X)	中規模以上	±90		
			個々の測定値 (X)	小規模以下	±50		個々の測定値 (X)	小規模以下	±90		
			10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均		中規模以上		－	10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均		中規模以上	+40 -15
			10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均		小規模以下		－	10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均		小規模以下	+50 -15
							1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。			1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	
				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。			2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。				
				3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。			3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。				
				4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。			4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。				
				5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。			5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。				
								この場合、基準高の評価は省略する。			
3-2-6-7-2 アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	I -27	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X)	中規模以上	－55	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X)	中規模以上	－54		
			個々の測定値 (X)	小規模以下	－64		個々の測定値 (X)	小規模以下	－63		
			10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均		中規模以上		－	10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均		中規模以上	－
			10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均		小規模以下		－	10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均		小規模以下	－
							1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。			1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	
				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。			2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。				
				3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。			3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。				
				4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。			4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。				
				5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。			5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。				

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)			訂正後(追記箇所:赤字の部分)		
3-2-6-7-3 アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工 （面管理の場合）	I-29	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －55	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －54	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
			個々の測定値（X） 小規模以下 －64			個々の測定値（X） 小規模以下 －63	
3-2-6-7-4 アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	I-31	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －37	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －36	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
			個々の測定値（X） 小規模以下 －46			個々の測定値（X） 小規模以下 －45	

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所: 青字の部分)			訂正後(追記箇所: 赤字の部分)		
3-2-6-7-5 アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	I -33	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 小規模以下 −26	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 小規模以下 −25	1. 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
3-2-6-7-6 アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	I -35			1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。			1. 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所: 青字の部分)			訂正後(追記箇所: 赤字の部分)		
3-2-6-8-1 半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	I -36	基準高▽	個々の測定値（X） 中規模以上 ±40	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	基準高▽	個々の測定値（X） 中規模以上 ±90	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
			個々の測定値（X） 小規模以下 ±50			個々の測定値（X） 小規模以下 ±90	
			10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 —	2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15	2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。
			10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 —			10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	
				3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。			3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。
				4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。			4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
				5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 この場合、基準高の評価は省略する。
3-2-6-8-2 半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	I -37	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 —55	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 —54	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
			個々の測定値（X） 小規模以下 —64			個々の測定値（X） 小規模以下 —63	
				2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。			2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。
				3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。			3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。
				4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。			4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
				5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所: 青字の部分)			訂正後(追記箇所: 赤字の部分)		
3-2-6-8-3 半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	I -39	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －55	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －54	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
			個々の測定値（X） 小規模以下 －64			個々の測定値（X） 小規模以下 －63	
3-2-6-8-4 半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	I -39	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －37	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －36	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
			個々の測定値（X） 小規模以下 －46			個々の測定値（X） 小規模以下 －45	

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所: 青字の部分)			訂正後(追記箇所: 赤字の部分)		
3-2-6-8-5 半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	I -40	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 小規模以下 −26	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 小規模以下 −25	1. 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
3-2-6-8-6 半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	I -41			1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。			1. 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所: 青字の部分)			訂正後(追記箇所: 赤字の部分)		
3-2-6-9-1 排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	I -42	基準高▽	個々の測定値（X） 中規模以上 ±40	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	基準高▽	個々の測定値（X） 中規模以上 ±90	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
			個々の測定値（X） 小規模以下 ±50			個々の測定値（X） 小規模以下 ±90	
			10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 －	2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15	2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。
			10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 －			10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	
				3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。			3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。
				4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。			4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
				5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 この場合、基準高の評価は省略する。
3-2-6-9-2 排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	I -43	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －55	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －54	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
			個々の測定値（X） 小規模以下 －64			個々の測定値（X） 小規模以下 －63	
				2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。			2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。
				3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。			3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。
				4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。			4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
				5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所: 青字の部分)			訂正後(追記箇所: 赤字の部分)		
3-2-6-9-3 排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工 （面管理の場合）	I -44	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －55	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －54	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
			個々の測定値（X） 小規模以下 －64			個々の測定値（X） 小規模以下 －63	
3-2-6-9-4 排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	I -45	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －37	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 －36	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
			個々の測定値（X） 小規模以下 －46			個々の測定値（X） 小規模以下 －45	

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所: 青字の部分)			訂正後(追記箇所: 赤字の部分)		
3-2-6-9-5 排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	I -46	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 小規模以下 －26	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 小規模以下 －25	1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
3-2-6-9-6 排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	I -47			1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。			1． 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)				訂正後(追記箇所:赤字の部分)					
3-2-6-10-1 透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	I -48	基準高▽	個々の測定値 (X) ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	基準高▽ t<15cm	個々の測定値 (X) +90 -70	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。				
			測定値の平均 -		測定値の平均 +50 -10						
					個々の測定値 (X) ±90						
		厚さあるいは標高較差 t<15cm	個々の測定値 (X) -64		測定値の平均 +50 -15	厚さあるいは標高較差 t<15cm		個々の測定値 (X) +90 -70			
		厚さあるいは標高較差 t≥15cm	測定値の平均 -10		測定値の平均 +50 -10	厚さあるいは標高較差 t<15cm		測定値の平均 +50 -10			
			個々の測定値 (X) -91		個々の測定値 (X) ±90	厚さあるいは標高較差 t≥15cm		測定値の平均 +50 -15			
			測定値の平均 -15								
3-2-6-10-2 透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	I -49			1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。			2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。	3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。	4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。	5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※歩道舗装に適用する。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所: 青字の部分)			訂正後(追記箇所: 赤字の部分)		
3-2-6-11-1 グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	I -50	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 −37	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 −36	1. 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
			個々の測定値 (X) 小規模以下 −46			個々の測定値 (X) 小規模以下 −45	
3-2-6-11-2 グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	I -51	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 小規模以下 −26	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 小規模以下 −25	1. 3次元データによる出来形管理において「 地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装 工事 編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)			訂正後(追記箇所:赤字の部分)		
3-2-6-11-3 グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	I -52			1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。
8-1-9-5-2 鋼製堰堤本体工 (透過型)	I -101-①	堤長L格	±50		堤長L	±50	
		堤長ℓ格・B・L	±10		堤長ℓ	±10	
		堤幅W格	±30		堤幅W	±30	
		堤幅w格・A・B・L	±10		堤幅w	±10	
		高さH格・A・B・L	±10		高さH	±10	
					高さh	±10	

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成29年4月）【品質管理基準および規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)	訂正後(追記箇所:赤字の部分)
5 ガス圧接 施工前試験、施工後試験 外観検査 規格値	II-6	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1／5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1／4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2° 以下。 ⑥著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。なお、（公社）日本鉄筋継手協会の技量検定試験の判定基準では、垂れ下がりは、6mm以下としている。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1／5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1／4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2° 以下。 ⑥著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。
26 コンクリートダム 材料 必須 骨材中の粘土塊量の試験 試験基準	II-30		工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。
36 溶接工 施工 必須 突合せ継手の内部欠陥に対する検査 規格値	II-43	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。